

新しい自治会支援策についての説明会 質疑要旨

実施日時：令和5年10月22日（日） ①10時～12時 ②14時～16時

実施場所：日野市役所5階 505会議室

出席者数：①午前の部 52自治会 68人

②午後の部 38自治会 47人

主な質問と回答 要旨

①市の役割について

質問・ご意見	回答
自治会未加入者から、自治会に加入するメリットが無いと言われると、自治会側も加入のメリットを答えられない。この状況でどのように加入促進すればいいのかを市に考えてもらいたい。	ごみ集積所の管理や回覧による情報伝達などが生活する上で必須であった時代は、自治会に加入していないと生活ができないという組織でしたが、ゴミの個別回収や情報のデジタル配信などが進み、自治会に入らなくても生活に困らなくなったのは事実だと思えます。ただし、安全で安心して快適な地域生活を送るために自治会が行う交流、防犯・防災や美化の取り組みは大切であり、自治会の様な共助の取り組み無しでは住みよい日野市はつくれないと考えております。自治会に加入していない方には、普段感じることは無いかもしれませんが自治会活動があるからこそ快適な生活を送れているという事を伝え、自治会の役割や大切さを発信しながら、活動に参加していただくようにPRしていく部分が市の役割だと考えています。
自治会活動は行政の一部を担っている。市民は自治会が無くても困らない。自治会の存在意義は市で示してもらいたい。	
自治会活動の内容や目的を市ではっきりさせ、自治会の活動をこうして欲しいからこのように補助制度を変更する、という説明があるべき	

②自治会支援策全般（補助金関係以外）

質問・ご意見	回答
申請書をデータ化すると説明があったが、データをどのように活用していくのか	現在は、補助金の申請書を紙でお渡ししていますが、ホームページにデータで掲載します。ダウンロードしてパソコン等で申請書が作成できるようになりますので、申請手続きの簡素化の一助となると考えております。
HiKnowを利用した自治会ページを作成してから、後々は自治会独自のホームページに移行する事は出来るのか	HiKnowを利用すればホームページ運用に係る費用を自治会で持たなくても良いというメリットがありますので当面はHiKnowを利用していただき、将来的に自治会独自ホームページに切り替えたいという場合はHiKnowからリンクを貼る事もできます。

HiKnowは日野市のホームページで検索してもうまくヒットしない。市のホームページ上の位置づけを分かりやすくしないと自治会として使う方向に話を持っていけない	関係課とも協議し、日野市のホームページ上で検索しやすくなるよう利便性の向上に努めます。
不動産業者から自治会チラシを配布するのは家を購入した人だけか。賃貸の人には配布してもらえないのか	賃貸の方にも配布したいと考えております。
回覧物は紙だけではなくデータでもらえないか	自治会登録書にメールアドレスを記載していただければデータでもお送りしております。また、今回作成する自治会向けページに、毎月送付した回覧物をデータで掲載しますので、ダウンロードもできるようになります。

③運営費補助金について

質問・ご意見	回答
補助金の算出根拠が、未加入世帯を含めた総世帯数から加入世帯のみに変更された。総世帯数が把握できないためと言うが、市の所有データから把握できないのか	自治会の区域は町名地番できれいに区切られているわけではなく、複雑に入り組んでいたり飛び地があり、市でも把握することが困難です。また、自治会側からも、未加入世帯の数が把握できずに困っているという声が上がっており、市、自治会双方とも未加入世帯が把握できていない状況です。
単価を500円にした根拠は	補助制度の見直しにあたっては、現在自治会が行っている地域活動が継続可能となるように配慮いたしました。単価を500円に引き上げることにより加入率が5割程度の自治会には影響が生じないこととなり、また、500円に引き上げても減額となる自治会につきましては、運営費補助金とは別に活動費補助金を設け、制度全体としての調整を行いました。
会員名簿の提出は必要になるのか	すぐに提出は求めない予定ですが、昨年と比較して加入者数に大幅な増減があった場合等には確認させていただく場合がございます。

④活動費補助金について

質問・ご意見	回答
1事業のみしか申請できないのか	複数事業申請可能ですが、事業ごとに事前協議書の作成が必要になります。複数事業を申請しても、1自治会に対する上限は20万円となります。

<p>インセンティブ補助金は都の補助金と併用不可だったが、活動費補助金はどうか</p>	<p>併用可能です。ただし、収入欄に都からの補助額を必ず記載して下さい。 また、都の補助金が他の補助金と併用可能であるかどうかを確認してください。</p>
<p>インセンティブ補助金では予算額を大幅に超える申請があった場合に、かなり減額されることがあったが、活動費補助金ではどうか。また、インセンティブ補助金は新規事業が優先されていたがどうなるのか。</p>	<p>予算を超える申請があった場合は定率で按分となります。新規事業優先はありません。活動費補助金は新規に創設した補助金で、また、補助率を1/2と設定したこともあり、どのくらいの自治会から申請があるか正確には見込めませんが、今回の補助金の制度改正により運営費補助金が減額になる自治会の状況や例年のインセンティブ補助金の申請状況から考えて、必要な予算を計上する予定です。</p>
<p>インセンティブ補助金の交付は3年間までという制限があったが、活動費補助金はどうか</p>	<p>期間の制限はありません。</p>
<p>活用例として夏祭りが出ているが、他にどのような活動が対象になるのか</p>	<p>基本的には、運営費補助金で活動を行っていただき、運営費補助金では足りない活動や新たに取り組む活動を申請していただくこととなります。 内容については、防災、防犯、美化活動など幅広く申請していただいても結構ですが、自治会の会員のみを対象とした事業ではなく、地域の方も参加できる、地域に対しての公益的な事業としていただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>補助対象外経費はあるか</p>	<p>現在の自治会補助金でも補助対象外としている寄付金、募金、慶弔金等は引き続き対象外とします。</p>
<p>年度途中で都の補助金の交付が決まるなど、計画に変更が生じる可能性があるが、変更届を提出するのか</p>	<p>事前協議後の変更については、事業終了後の実績報告書で提出していただく事を想定しています。最終的な実績報告に基づき、精算が発生する場合があります。</p>
<p>自治会で樹木の選定や草刈りなどを行う場合は活動費補助の対象になるか</p>	<p>地域の皆さんで使う場所であれば対象となります。</p>
<p>事前協議の時期が、前年度3月までとなっているが、翌年度の事業を前年度に決めるのは難しい。期限を過ぎたら全く受付してもらえないのか</p>	<p>インセンティブ補助金の交付決定時期が遅くて使いづらいというご意見が多かったため、活動費補助金は前年度に協議し、年度当初に採択結果通知というスケジュールを提案しました。 事前協議の時期につきましては、皆様からご意見をお伺いし、もう少し遅い方がよいという事であれば変更する事も可能です。</p>

234自治会が全て申請してきたら1自治会への交付額は非常に少額となるため使えないのではないか。	今回の補助金制度の変更では、運営費補助金の単価を倍増しておりますので、運営費補助金だけで従来の自治会補助金より増額になる自治会の方が減額となる自治会より多くなります。その状況の中で、全自治会から活動費補助金の申請が出てくるといのは現実的ではないと考えております。
---	---

⑤連携補助金について

質問・ご意見	回答
連携事業の予算額に関わらず2万円か 事業が複数の場合も2万円か	その通りです。年1回以上、他自治会と連携した事業を行った場合に、各自治会に一律2万円の交付となります。
交付は初回のみ1回限りとなっているが、自治会同士の連携を継続させるため、補助期間を延ばしてもらいたい。	連携補助金は自治会同士が連携するきっかけ作りと考えておりますので初回のみとさせていただきましたが、補助期間については検討させていただきます。
高齢化が進む中では、自治会の合併を進めて広域化していくのが良い。合併促進に関する案は無いのか	今回は、まず自治会同士の連携を促進するところから始める意味で連携補助金を提案させていただいております。意見交換会の中では、自治会の合併はハードルが高いというお話もお伺いしておりますので、次の段階として合併促進も検討が必要であると考えています。

⑥集会所補助金について

質問・ご意見	回答
昔から補助額が2万3千円に変更しないが、実際に施設の維持管理にかかる経費を考えると非常に少ないと感じる。地区センターを利用している自治会と比較すると不公平ではないか	自治会で所有している集会所の維持管理は自治会で行っていただいております。補助金は消耗品程度と考えております。地区センターは自治会専用施設ではなく、どなたでも利用できる公共施設となっておりますので、自治会集会所とは性格が異なると考えております。

⑦経過措置について

質問・ご意見	回答
経過措置の1/2、1/4というのは令和5年度交付額と比較してという理解で良いか	その通りです。具体的には、10万円の減額となった場合は、令和6年度は5万円、令和7年度は2万5千円を経過措置として交付いたします。

⑧補助金制度全般について

質問・ご意見	回答
制度変更により減額となる自治会はどのくらいあるのか	活動費補助金を考えずに、運営費補助金だけで考えると234自治会中、80自治会くらいが減額になります。

<p>補助金の制度改正は自治会が望んでいないのに、なぜ市は進めようとしているのか</p>	<p>現在の補助制度は加入率が8割ほどあった時代の制度設計となっており、加入世帯より未加入世帯の方が多く現在では、制度としての歪みが大きくなっていることから、公平性の観点で問題があると考えています。また、交付根拠としている自治会区域内の総世帯数を、市も自治会も把握できないため、公金を支出する上の算出根拠としては不明確であり、見直しを行う必要があるためです。</p>
<p>補助金の算定根拠から未加入世帯を除くという事は、未加入含めた地域に対しての活動はしなくていいという事か。未加入者が多い自治会が多く補助金を受けていたのは不公平なのか。未加入者が多い自治会が悪いのかと聞きたい。</p>	<p>自治会補助金は、個々の加入者に対して交付しているのではなく、自治会が行う地域活動の運営費を補助するために交付しております。</p> <p>現在の補助制度は加入率が8割ほどあった時代の制度設計で、自治会加入者より未加入者の方が多く現在では、制度としての歪みが大きくなっていることから、見直しが必要だと考えています。</p> <p>今回提案させていただいた補助制度では、未加入世帯分を単価の算定数から除く代わりに、単価の増額や活動に対する補助を新設させていただき、自治会の地域活動が継続できるようにしております。</p>
<p>自治会加入率が低いのを自治会の責任にして、加入率が低い自治会の補助金を減額するのか</p>	<p>単価の算定数から除く代わりに、単価の増額や活動に対する補助を新設させていただき、自治会の地域活動が継続できるようにしております。</p>
<p>補助制度は、いつ、どのような過程で決定するのか 誰が決めるのか 撤回は可能なのか</p>	<p>今回の説明会の内容で進めさせていただきたいと考えていますが、説明会でいただいたご意見や、説明会後に実施する個別説明の際にいただくご意見も踏まえて、最終的に判断していきます。皆様のご意見は市長まで報告し、市の方針として決定させていただきます。補助制度の変更は来年度の自治会活動の計画に影響してくると思いますので、速やかに決定していきたいと考えています。</p>
<p>補助金制度の変更は、大変な苦勞をして活動している自治会に寄り添っていないと感じる。このまま強行するつもりなのか</p>	<p>自治会補助金の制度変更については、市議会で審議するものではありません。自治会補助金は予算に関わるため、来年度の予算を審議する3月の予算委員会では審議される可能性があります。</p>
<p>市議会で審議されないのか</p>	<p>自治会補助金の制度変更については、市議会で審議するものではありません。自治会補助金は予算に関わるため、来年度の予算を審議する3月の予算委員会では審議される可能性があります。</p>
<p>未加入世帯分の代わりに活動費補助金でと説明しているが、活動補助金の申請が自治会の負担になる</p>	<p>従来のインセンティブ補助金と比較すると、かなり簡素な内容で申請できる申請書にしております。収支計画も、通常、事業を行うためには最低限必要な収支を記入していただく内容ですので、申請の際の負担については配慮させていただいております。</p>
<p>加入世帯は少なくとも、自治会区域が広い自治会もある。地域の規模は総世帯数ではないのか。</p>	<p>加入世帯が少ない自治会でも、地域に対しての活動を活発に行っていただいている場合は、活動費補助金をご活用下さい。活動費補助金は上限を20万円としておりますので、ある程度の規模の活動に対応できると考えております。</p>

<p>12月の市議会で議員に質問してもらうとか請願を出す等もあるの で、間に合うように決定してもら いたい</p>	<p>一般質問は議会初日の5日前までと決まっています。間に 合うように、決定させていただきます。</p>
<p>未加入世帯を算定から除くと、単 価が500円になっても補助金が2 万8千円の減額になる。経過措置 は一時的で役に立たないので自治 会が運営できなくなる</p>	<p>自治会活動が継続できるように、運営費補助金の他に活動 費補助金を創設しました。上限20万円まで申請できますの で、減額分だけでなく新たな取り組みにも対応できると思 いますので、ぜひ活動費補助金を活用していただきたいと 思います。</p>
<p>自治会区域が広くて加入率が低い ため、未加入世帯を算定から除く と35万円の減額になってしまう。 活動費補助金を利用して従来の 活動は継続出来ない</p>	<p>自治会の切実な状況として受け止めさせていただきます。 自治会の個別の状況につきましては、地域協働課で相談に 応じさせていただきます。</p>